

「予備の月」のアルファベット予備(40条予備)は 職場で待機するのが基本です！

乗務員勤務は、「交番の月」(労基法第32条の2)と「予備の月」(労基法第40条)で勤務種別に違いがあります。国労東日本本部と会社で、予備の月のアルファベット予備(40条予備)について、「職場で待機するのが基本」と確認してきました。その根拠は、労働基準法施行規則第26条の趣旨

本条で「予備の勤務に就くもの」とは、列車、気動車又は電車の乗務員のうち交番表によって正規の業務に就く者以外の者で、いわゆる出勤予備又は自宅待機として一定期間待機の状態であって、乗務員の不時の欠勤、臨時列車の運転等に際して随時乗務する者をいうこと。

【昭29・6・29基発355号】

となっているからです。

しかし、会社は統括センターでの乗務員の駅業務について、大宮支社「統括センターQ&A」(2024年6月1日)では、

予備組(40条予備)は、異常時や突発などに対し臨時の乗務に備えて待機しているものであるため、現在も建屋内での業務はあるものの、現時点においては遠方の駅での業務等を行う考えはありません。しかしながら、統括センター発足に伴い40条予備の趣旨を損なわない範囲での業務拡大の可能性については検討します。

今後40条予備での駅業務拡大を図りたいとの考えを明らかにしています。

厚生労働省の見解は「駅業務はふさわしくない」

40条予備については、2023年1月11日労基署からの回答は「基本的には認められない。駅の業務はふさわしくないのが厚生労働省の見解である」となっています。「**40条予備は職場で突発的な事態に即応するため待機する**」乗務員職場をめざしていきましょう！